

令和7年度 第10回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和7年12月25日（木）9時30分～12時28分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、中西委員（副会長）、稻垣委員、上野委員、大島委員、菊本委員、田中修三委員、藤井委員、藤倉委員、横田委員
欠席委員	片谷委員、酒井委員、田中伸治委員、水嶋委員、山口委員
開催形態	公開（傍聴者5人）
議 題	1 (仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書について 2 旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 環境影響評価方法書について 3 (仮称) 横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和7年度第8回、第9回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事	1 令和7年度第8回、第9回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。
2 議題	(1) (仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書について ア 諒問 イ 環境影響評価方法書手続について事務局が説明した。 質疑 特になし ウ 環境影響評価方法書概要について事業者が説明した。 エ 質疑
【奥会長】	御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の方から御質問や御意見がありましたら、お願いいいたします。いかがでしょうか。
	藤井委員、どうぞお願いいたします。
【藤井委員】	御説明いただきありがとうございました。コアジサシの対応もありがとうございました。
	別件で1点お伺いしたいです。スライド51ページのところで、昆虫類用のライトトラップの調査地点として2箇所設定してあるのですけれども、ここを設定した根拠的なものは何かあるのでしょうか、今、お答えいただければ。
	というのは、哺乳類の調査地点と合わせて同じ場所に設定しているような感じがします。特にライトトラップはその地点ではなく、全体から誘引するための調査方法なので、エリアの中で一番、対象事業実施区域の中から誘引できる場所を本来は選定する方が良いと思うのです。どのような理由でこの場所を選定されているのか、何か根拠的なものが分かれば、教えていただければと思います。よろしくお願いします。
【奥会長】	はい、お答えをお願いいたします。
【事業者】	委託しております（株）東京久栄の方から回答いたします。
【事業者】	写真等では御説明できないのですけれども、公道に近い方の調査地点

は周囲に植栽がありまして、その周囲のものを誘引できるかなという観点で選んでいます。南側（の調査地点）は少し開けた場所にはなるのですが、土などがありますし、草地になっていますので、踏査の結果、その2点ということで設定させていただいております。

【奥会長】 藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 ありがとうございます。調査できる場所が決まっているからそちらにしたというよりは、ライトトラップの特性を理解した上で設定してあるという理解でよろしいですか。

【事業者】 はい。

【藤井委員】 ありがとうございます。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

田中修三委員、お願いいいたします。

【田中修三委員】 御説明どうもありがとうございました。私が以前、質問しました温排水と土壤汚染の関係で確認したいことがございます。

まず温排水については、排水処理工程で周辺の海水温度と同じ水温にまで冷却して排水するので、いわゆる温排水は発生しないということで環境影響評価項目から外されています。それはそれ良いと思うのですけれども、やはりその裏付けとして、排水処理工程での冷却について、次の準備書の段階では、どのような冷却方式で冷却して海水と同じ温度に下げているのかが分かるような図と簡単な説明は是非入れてほしいと思います。夏場と冬場では、大分水温差がございます。冬場が特に、温排水の影響が出てくる可能性がありますので、その辺りもきちんと裏付けをしてほしいと思います。まずその点はいかがでしょうか。

【奥会長】 お答えをお願いいたします。

【事業者】 排水の処理過程というか、工程を準備書で示すようにという御要望と承っております。こちらについては、準備書の段階で、御指摘いただいたところを分かりやすくお示しできるように検討してまいりたいと思います。御意見ありがとうございます。

【田中修三委員】 よろしくお願いいいたします。

土壤汚染については、スライド27ページを見せていただけますか。

(スライド27ページ投影後に) この図を見れば一目瞭然ですが、今回の対象事業実施区域では、形質変更時要届出区域に指定されている箇所が多数あります。

実際工事を始めるときには土壤汚染対策をした上で、土地が賃借されるということですけれども、工事の掘削の深さによっては、その工事を始める前、事前の土壤汚染対策で除去あるいは交換されたような土壤の部分より、掘削深さによっては土壤汚染対策が十分にされていない部分まで掘削しなければいけない場合もあります。その辺はいかがでしょうか。大体、現時点できれいな掘削深度が予定されているかはお分かりになりますか。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【事業者】 現時点においては、詳細な工事計画はまだという状態ですから、正確な掘削深度は私どもで数字を持ち合わせていないのが正直なところです。今回の方針書で記載させていただきましたけれども、上物の撤去工事については地権者の方で実施される予定です。撤去されて、更地にな

った状態のところでは、御覧いただいているこの区域指定の状況から、もしかすると変わるということもあるかもしれません。いずれにしましても、私どもとしては本事業を開始するにあたって、その時点の区域指定の状況を踏まえて、それに我々の工事計画を照らして、適切な対策レベルを講じてまいりたいというふうに考えております。

【田中修三委員】 準備書の段階では、その辺りも是非入れていただきたいと思います。  
それで、方法書の 6.1-7 ページ、第 6.1-2 表に環境影響評価の項目の選定の一覧がございます。通しページでいうと 293 ページです。ここに環境影響評価の項目の選定の一覧があるのですけれども、この中に土壤が入っていないのです。発電という事業自体から土壤汚染物質が出てくることはあまり考えられないので、入れてないのではないかと思うのですが、今回の場合は発電所を造る土地のかなりの部分が形質変更時要届出区域で、土壤汚染があるわけですから、ここに土壤を入れていただいて（ほしいです）。環境影響評価項目自体がないのですよね、大気や水環境はあるのですけれども。土壤を入れていただいて、実際には環境影響評価項目としないのであればここは空欄になるわけですね、右側の表の部分は。その上で、選定しない理由はその数ページ後から方法書にありますので、その中にやはり土壤汚染をなぜ選定しないかということを、選定しない理由をしっかりと（記載）するべきだと思います。

【奥会長】 今の御指摘に対して、お答えをお願いいたします。

【事業者】 お待たせして申し訳ございません。

委員の御発言のとおり、デフォルト（標準）の環境影響評価項目に（土壤が）入っていないというところで、第 6.1-2 表のとおり、法対象事業としてはこのような形になっています。

一方で、今回は川崎市環境影響評価条例に基づくアセスもやっておりまして、（川崎市）条例の方では土壤汚染に対する予測評価を実施することにしております。

今後、準備書の段階でこの法（対象）の方にどのような形で土壤汚染の評価について記載していくのかは持ち帰って、準備書に向けて検討させていただきたいと考えております。

【田中修三委員】 特に、土壤汚染を選定しない理由の説明が入っていないので、というのも、この表（第 6.1-2 表）に入っていないからだと思うのですけれども、非常に重要なことですので、土壤汚染を環境影響評価項目にしなくても良いのだという裏付けをしっかりと準備書には入れてください。

【事業者】 はい、承知いたしました。

【田中修三委員】 以上でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。

土壤環境は入っていないのでしたっけ、環境要素の区分の中には。

【事業者】 元々アセス省令（発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令）ですとか、その手引（「発電所に係る環境影響評価の手引」、令和 7 年 2 月、改訂経済産業省産業保安グループ電力安全課）では、デフォルトで入っていないところ

ろがありまして、こういった一覧表にはなっているところです。けれども、当然いろいろとそれ以外の項目についても、御指摘のとおり選定しないなら選定しない理由をしっかりと書くですとか、あるいは評価が必要であれば評価していくということを今後検討していきたいと考えております。

【奥会長】 はい、お願いいいたします。デフォルトなので、その事業特性に応じて取捨選択していくということですから、土壤環境が落ちてしまっているのは問題だと思います。

【田中修三委員】 少しよろしいですか。

(発電所に係る環境影響評価の) 手引でですね、土壤汚染が入っていないのは、最初に申し上げたように、発電という事業自体で土壤汚染が起こる可能性は低いということで入れてないものが確かに多いのです。しかし、ただし書きがございまして、事業の内容ももちろんすけれども、発電所を造る土地で元々土壤汚染があるような場合は、やはりしっかりと見る必要があるというようにはなっているはずです。この場合はそのただし書きに相当しますので、是非入れていただきたいと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは事業者の方、御対応をお願いいたします。田中修三委員、よろしいですか。

【田中修三委員】 はい、結構です。

【奥会長】 それでは藤倉委員、その後に大島委員でお願いいたします。

【藤倉委員】 今の田中(修三)委員とも関連するのですが、スライド61ページに産業廃棄物と残土の予測があります。この残土が、はっきり言うと綺麗な土と汚染された土が混ざって排出される可能性があるので、単に残土量の予測ではなくて、どのように判別をして推計するかというところを少し丁寧に説明していただいた方が良いです。

というのは、形質変更時要届出(区域の)範囲外もですね、やはり土壤汚染の可能性が十分にあるものですから、単なる残土という予測だけでは足りないのではないかと思います。先ほどの件も併せてなのですが、残土の予測のところでもう少し丁寧に説明いただければと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、いかがでしょうか。

【事業者】 御指摘ありがとうございます。

今後、工事計画が詳細化していった段階ですね、御指摘いただいた留意点を十分考慮して、土壤汚染の工事中の対応を検討してまいりたいと思います。

【藤倉委員】 お答えいただいたことは当然なのですが、アセスの予測評価段階での予測のところで、汚染されている土壤と汚染されてない土壤をどのように判別し、さらにそれをどう予測してどのような処分を考えていくかというシステムというか、予測の考え方そのものをあらかじめしっかりと想定していただきたいという意味です。工事計画が判明するまで待つではなく、もう少し事前に考え方が出ると良いなと思っております。これはコメントですので、結構です。

【奥会長】 ありがとうございます。今の御指摘を踏まえて、御検討ください。

【事業者】 承知いたしました。

【奥会長】	それでは大島委員、お願いいいたします。
【大島委員】	これは水環境への影響になるのか、海洋生物の影響になるのか分からぬのですが、この周辺の海域で漁業に従事しておられる方がいらっしゃるのかどうかを教えていただきたいのと、仮に周辺で漁業をやっている方がいるとすれば、その漁業に対する影響はどのようにお考えなのか、その2点をお聞かせいただければと思います。
【奥会長】	お答えをお願いいたします。
【事業者】	(委託している) (株) 東京久栄から回答させていただきます。
【事業者】	こちらの前面の海域には漁業権は設定されていませんが、もしかしたら漁業者の方が京浜運河の方まで入ってきて、何らかの漁業を営んでいる可能性はあると思います。
	今回の海域の影響ですけれども、基本的には浚渫工事の濁りによる影響というものを考えております。もちろんその浚渫工事の際には、汚濁防止膜だったりとか、そういう対策を探っていくということになりますので、なるべく影響は低減する、また工事中で一時的なものであるというように考えております。
【大島委員】	分かりました。ありがとうございます。結構です。
【奥会長】	はい。ありがとうございます。
【横田委員】	それでは横田委員、お願いいいたします。
	今のお話の続きになってしまふかもしれないのですけれども、供用段階の施設の存在による動物、植物への影響を選定項目にしていただいています。これは供用段階における何の影響なのかというところをもう少し具体的に教えていただきたいのと、先ほど温排水の話があったのですけれども、海水温と同等ということであれば、(排水の) 水温の値がそもそも海水温になるのか、その辺りの具体的な値が見つかなかったので、排水の影響なのか、何の影響なのかという供用段階の影響について教えていただきたいと思いました。
	あともう一つは、動物相で特にだと思いますけれども、鶴見川河口の生態系が重要な生息地としても事前に調査されていなかったり、あるいは今後のモニタリングの範囲にも含まれていないように思います。鶴見川に対する影響はどのようにお考えなのかを教えていただきたいと思います。以上です。
【奥会長】	それでは事業者の方、お答えをお願いいたします。
【事業者】	今、委員から3点御質問をいただきました。まず1点目の動植物の発電所供用中の影響、それから3点目の鶴見川の影響に対する考え方を(委託している) (株) 東京久栄から回答いたします。
【事業者】	供用段階で何を影響と考えているかということですけれども、施設の存在ということで、対象事業実施区域の場に発電所が建設されて、施設ができるということを考えて設定しております。まず1点目については、これでよろしいでしょうか。
【横田委員】	供用中の運用といいますか、発電している状態での存在という影響は一体何かということです。もちろん建物が存在するようになるというのは分かるのですけれども、それ以外に何が検討項目として挙がっているのかというのが知りたかったです。
【事業者】	運転中に伴う何かというのではなく、施設の存在ということで選定さ

せていただいております。

【横田委員】 そうすると、土地利用ということですか。

【事業者】 はい。

【横田委員】 そうしますと、何かその周辺の例えば緑地との繋がりとか、そういう陸上の環境に関する検討ということですか。

【事業者】 対象事業実施区域の現状の動植物の状況を確認しまして、そこに発電所ができるによって、例えば改変されたり、またその後の緑化計画で緑地を置いたりなどで変化がございますので、事業の実施前と実施した後の比較ということで予測評価を行っていきます。

【横田委員】 その辺りの何か対象の話というのが、あまり具体化されていないように思えました。先ほどコアジサシはあったのですけれども、対象の選定というのは特段検討なく、一般的な動物相調査なのでしょうか。

【事業者】 今後、現地調査を実施しまして、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、あと植物ですね、これらを全般的に網羅的に調査して、結果を見ながら予測をしていくことを考えております。

【横田委員】 分かりました。その場合、京浜工業地帯は「京浜の森づくり」で生態系ネットワーク作りを進めていると思うので、周辺の緑地との関わりをきちんと調査するような地点選定であるとか、範囲を検討する必要があると思います。対象事業実施区域内だけというのがよく分からなかつたのですけれども、周辺の緑地という観点で、緑地の調査の検討はないのでしょうか。

【事業者】 植生の調査、動植物の生息環境ということで、植物は対象事業実施区域の外側も、航空写真だったり、あと踏査を基に周辺の緑の状況については調査をする予定であります。

【横田委員】 通常周辺の緑地の生き物を調べないと、どのような環境に配慮するのか、なかなか敷地内で検討は難しいと思うのです。現状更地のところで、緑地の変化を見たところであまり生き物の想定までできないのではないかかなというのが思うところです。もう少し具体的に、生き物に関する配慮をするための調査地点、もし土地利用に関してであれば周辺に関してもきちんと把握するべきではないかと思います。

【事業者】 御指摘ありがとうございます。一応こちらは埋立地で、周囲はわずかに住宅地、あとはほとんどが事業所や工場だったりするので、できる範囲では見るよう努めてまいります。

【横田委員】 例えば、トンボのネットワーク調査がされているエリアでもあると思うのですけれども、比較的造られたビオトープの中でもトンボの飛来地になっていたりする場合もあると思います。そういう配慮を進めるために、やはりモデルとなっている工場緑地というのはきちんと調査される方が良いのではないかなと思います。

【奥会長】 ありがとうございました。今の御指摘を参考にしていただければと思います。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 他の点は（いかがですか）。

【横田委員】 温排水と鶴見川のところで、御回答をいただけると有り難いです。

【奥会長】 お願ひします。

【事業者】 鶴見川の河口周辺で、横浜市で調査している結果などは整理しており

ますけれども、今回温排水がない事業ですので、そちらの方まで事業の影響があるということは想定されないかなと考えております。

**【横田委員】** (スライド14ページに) 排水の基準が38度以下と書いてありますけれども、海水のモニタリングをされていて、海水温度は実測されているわけですので、その温度から変わらない、影響がない、ゼロという解釈でよろしいのですか。

**【事業者】** 2点目の温排水、実際の値はというところの御質問があったので、それも含めた回答になります。まず排水の温度なのですけれども、今回私どもは周辺の海水温度と同等に冷却されていて、温排水はないというふうに考えております。この根拠としては、タービンの復水器として今回と同様の冷却塔方式を採用している類似のプラントの実績値を参考として、海水温と同等に冷却されるということを確認しております。今回私どもが計画しているものについても、同様と考えております。

具体的なデータについて、類似のプラントを参照しているのですけれども、そちらは他社の情報になるというところで公表については差し控えさせていただきたく存じます。今説明したように実績データを基に温排水はないと考えておりますので、排水による影響というのではないと考えております。以上です。

**【奥会長】** 横田委員、どうぞ。

**【横田委員】** 情報が秘匿されてしまうと根拠を失ってしまうので、温排水に関してどのようなモデル施設の実績があるのかというところは、やはり参考としてもお示しいただかないと、プラスマイナスゼロ度であるというように読み取れないのではないかと思います。その検証ができるようなものはお示しいただいた方が良いと思いますし、それが生態系に対して影響を与えないという根拠として非常に重要な部分だと思いますので、何らかの値で示すようにお願いしたいと思います。ありがとうございます。

**【奥会長】** そこは事務局とも相談しながら、根拠を示していただかないと確認ができませんので（お願いします）。

御指摘ありがとうございます。よろしいですか、横田委員。

**【横田委員】** ありがとうございました。

**【奥会長】** それでは、もう10時半を回ってしまっておりまして、本件につきましては継続案件で、本日はこの後に2件別の審議がございますので、本件はここで終了とさせていただきます。

それでは事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

## 才 審議

**【奥会長】** それでは、審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたら、お願いします。大丈夫でしょうか。

菊本委員、どうぞ。

**【菊本委員】** 事業者の方がおられる時にお伺いすべきだったかもしれないけれども、今日の御説明の中で供用中とか、工事中もそうですが、災害発生時に関する対応ということにあまり発言がなかったように思います。説

明があった内容に対する質問ではないのですけれども、特にですね、埋立地盤なので地盤の不同沈下、それと岸壁が含まれているので岸壁の側方流動、そういうことが起こると、例えば燃料を入れているタンクや排水を入れているタンクなどが倒れたりとか、そういう懸念も少しあります。地盤が強く揺れると液体を入れているタンクがスロッシング現象といって、液体の動きでタンクがすごく揺られるという現象が起こるので、その辺りのことも全く話がないですし、資料にも入っていないのは、どのように取り扱ったら良いのかをお伺いしたいです。いかがでしょうか。ここで聞くべきか分かりませんけれども、もしお分かりになりましたら。

【奥会長】 事務局の方でお答えになりますか。

【事務局】 今いただいた御意見につきましては、事業者に伝えまして、次回以降、補足説明をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【菊本委員】 分かりました。全く説明がなかったので、今日いきなり質問されても多分事業者が困ると思いますし、そのようにお伝えいただいて、どのように考えておられるかを確認いただければと思います。以上です。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 よろしくお願ひいたします。

こちらは法（対象の）アセスなので、環境影響評価項目の中にそもそも災害時の対応など、そういうものが入っていないので、それで選定もせず説明もせずという、先ほどの土壤の話と同じようにデフォルトの中に入ってないからということだと思いますけれども。

【菊本委員】 （地盤）沈下だけだったら、事業されているところの自分の被害だけだと思うのですけれども、燃料などが揺れていくとなると周辺環境に影響があるので、それは一応確認いただいた方が良いかなと思います。

【奥会長】 是非その方が良いと思います。それでは、今いただいた御意見については、事業者の方に事務局から伝えていただいて、また次回以降に御説明いただくように準備をしていただくということでお願いいたします。

他にございますか。よろしいでしょうか。

本件は次回以降も継続審議ということにいたします。

それから大気を専門とされている片谷委員が本日御欠席ですので、事務局から片谷委員にも御意見があるかどうかを確認していただいて、次回以降の審査会で御発言いただくか、若しくは欠席されるという場合には御意見を事前に提出していただくように調整をお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 本件に関する審議は、本日は以上とさせていただきます。

次の審議に入る前に事務局の担当者が変わることですので、少しお待ちください。

(2) 旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

質疑 特になし

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、委員の方から御質問や御意見がありましたら、お願いいいたします。

藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 よろしくお願いいいたします。御説明いただきありがとうございます。

(補足資料) 6の生物・生態系の調査範囲についてと、その後の(補足資料7の)生物・生態系への影響についても含めてなので、本当は横田委員の御意見を聞いてから話をしたいのですけれども、私の方で気になつた点をいくつかコメントさせていただきます。

調査地域について、(現地調査地点の)図に文言を入れていただきありがとうございます。もし、これを進めるのであれば、環状4号線がどこかも示してほしいと思いました。

それはそれとして、(補足資料6の)回答の中のところで、「比較的多くの植物種の生育が考えられる対象事業実施区域から約250m」というのは、決まっている文言があるわけではなく、事業者の方で書かれた文章ですか。どこかで、このようにしなさいというものがあるのですか。と言うのは、「比較的多くの植物種の生育が考えられる対象事業実施区域」という部分があまりにも抽象的すぎて、そうですかと素直に受け入れられないのです。これが、このところをこのようにしなさいという決まった言葉なのか、そちらで考えられた言葉なのか、まず、そこをお伺いさせてください。

【奥会長】 それでは、お答えをお願いいたします。

【事業者】 こちらの方は、現地の状況等を踏まえて記載させていただいたところになります。実際には、動植物の生息環境が残される場所をというような意味合いで記載したというところです。

【藤井委員】 ありがとうございます。少なくともこの説明だと、私たちからすると何だろうとなってしまいますので、そこはもう少し具体的な話を取り入れてほしかったです。ここがよく分からぬといふことが一点です。

そのあと「調査地域は現地に立ち入る範囲を示したもので、調査地域外で飛翔等が確認された場合は、記録に努めます」とあるのですが、そもそも調査地域という言葉の概念、捉え方が違っているような気がします。特に鳥類で言えば、調査地域はイコール調べる範囲であって、調査地点を置く場所ではないと思います。ルートセンサス(ラインセンサス)もそうです。だからどこを見るのか、どこを対象にするのかが調査地域であって、調査地点、見る場所は置かないが現地に立ち入る場所だからという説明では、ここは説明できないと思います。

少なくともこの時点で、調査地域外に出たものも記録しますと言うのであれば、それはもうイレギュラーな話ではなくて、事前に把握できている話なので、ここは調査範囲に入れるべきだと思います。もしこれを押し通すのであれば、調査地域という言葉がおかしいと回答を聞いていて思いました。

もう一点、次の(補足資料7の)生物・生態系への影響の話ですけれども、ここでまず聞きたいのは、コウモリ類が出ていないということです。(旧上瀬谷通信施設地区) 土地区画整理事業でコウモリ類の調査をされていますか。私の記憶が曖昧で、哺乳類の調査はしているのは分かっているのですが、あくまでも任意踏査で歩かれて痕跡を探していくとい

う調査をしていたように記憶しています。あとは、もしかすると自動撮影カメラによる調査をしていたかもしれないのですけれども、コウモリ類の調査はしていなかったような気がします。私の勘違いであれば修正していただきたいのですが、コウモリ類の調査をされていますか。

【奥会長】 どうでしょうか。今（画面に）出ている資料（補足資料5ページ）は、土地区画整理事業の評価書ですね。

【事業者】 確認させていただいています。

すみません、少し確認に時間がかかりますので、確認でき次第、報告させていただければと思います。

【藤井委員】 私が勘違いしていないという前提で話をさせていただきたいのですけれども、コウモリ類について哺乳類の調査で確かに1種出ています。多分、種を特定されてないということで、目視確認か何かだと思うのです。そうすると、十分なコウモリ類の調査はされていないのではないかと思います。その状況でコウモリ類がいないからというこの回答は、まずおかしいというのが一点です。

あと、カエル類や昆虫類が出ていないという話ですけれども、（第6回審査会で横田委員に）指摘されていたこの（上川井瀬谷1号線の）T字路のところ、端の堀谷戸川に近いところで調査をしていないのではないかと思うのです。

（補足資料7ページの図4に）点として落ちている場所が、ほぼ堀谷戸川のところから西側に点が落ちていますけれども、あまりに不自然で、カエル類がいないというのはあり得ない話です。だから、そういうこの既存のデータだけで指摘に対する回答ができないのであれば、やはり調査をすべきだと思います。あくまでも既存資料で賄えるものであれば、調査はせずに既存資料で対応しますとは言えると思うのですけれども、既存資料で指摘している内容について対応できないのであれば、やはり調査をしなくてはいけないと思うのです。それが、実際やるべき話だと思います。

例えばコウモリ類についても、もしコウモリ類がいる、いないということをここで指摘していくのであれば、特に空中を浮遊する昆虫やそのような小動物を食べるコウモリ類と言うのは、土地が改変されることによって環境が変わると、生息環境が大きく変わるのでです。逆に土地を改変したことで、そこに浮遊するユスリカなどが発生してコウモリ類を誘引するかもしれないですし、そうなると逆に土地が改変されるのであれば、より（調査を）やらなくてはいけない事項になるのではないかと思います。そういう意味も含めて、今ここで提供されているデータで、出でていないから特に必要ないですと言うことを押し通すというような話になってくると、また先ほどの話（補足資料6）になってきて、調査範囲を既存資料があるからここまでしかやりませんという話が、どうしても良いですとは言えなくなってしまいます。

そういうものを含めてもう一度検討していただきたいのですが、少なくとも今ここで回答いただいたこの内容だけで、分かりましたと言えるものではないと思います。あと横田委員の話も聞いてみたいのですが、あまりにも強引すぎる回答だと思いますので、修正と言うか、再検討していただければと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

では、横田委員、続けてお願ひしてもよろしいでしょうか。

【横田委員】 はい。御回答ありがとうございました。

存在・供用段階におけるこのインターチェンジの影響というのが、これまでの土地区画整理事業の方での影響が大半なので、あまり土地区画整理事業以降の影響としては大きくないのではないかというような御説明だったと思うのですが、ジャンクションの整備というものの存在においては、確かにジャンクションの周りの環境かもしれませんけれども、供用においてどうなのかということです。交通量の増大という供用をしたときに生じる影響が、土地区画整理事業のときに考慮してなかった分まで生態系を分断するのではないかというのが私の心配、懸念しているところです。その影響が、特に土地区画整理事業以降に作られた環境であるとか、土地区画整理事業で残そうとした環境も影響対象として存在するので、新たな影響として把握すべきではないかというのが、今回、御検討いただいている部分です。

ホタルやフクロウなど、夜間照明という意味で土地区画整理事業の時点でのデータで検討されておりますけれども、そういったものが土地区画整理事業後にどういうところに生息地を移したり、あるいは新たな拠点を作っているかということも含めて、この供用の影響を把握するべきではないかというようなことで御質問したのです。例えば、東側の上川井瀬谷1号線の上に調整池がありますよね。そういったところに、おそらく例えば土地区画整理事業で保全できなかつたカエル類や水生生物が新しいハビタットを作っていたり、そのようなことが考えられます。あるいは公園として整備される部分の緑地を使って生き物がもしかしたら移動していることに対して、この上川井瀬谷1号線の交通量の増大が影響するのではないかというようなことが考えられるわけです。それは土地区画整理事業のとき（の環境影響評価）にはなかつたはずです。（本事業で）加わっている交通量ですので、その部分の交通量の変化による影響を、供用段階の影響として論じてほしかったのですが、今回、存在のお話しかなくて、そこの部分が欠けているのではないかと思っています。なぜその供用の影響が大事かというと、やはりこの上瀬谷の自然がどんどん累積的に分断されて、使い方によって大分改変されてしまっています。使い方を考慮すれば、きちんとネットワークというものが維持できるかもしれない場所で、やはり供用の影響は非常に大きいものがあると思うのです。ですので、そこを客観的に論じていただきたいというのが趣旨です。

今回の御説明は、どうしてもその交通量の影響というものがきちんと考慮されているとは、なかなか受け止められない部分があったと思います。また、論理的に説明いただきたいというのが、加えてお願ひしたいことです。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

今日の御説明ですと、このままで良いとは言えないという御意見ですので、またここは御検討いただくということになろうかと思います。

では、先ほどのコウモリ類の件は、何か今お答えをいただけますか。

【事業者】 コウモリ類につきましては、哺乳類の調査の中で、夜間調査ということで夕方から夜間ににおいて調査範囲を踏査して、バットディテクターを

用いて飛翔するコウモリ類を確認したということになっております。また、踏査範囲につきましても、(上川井瀬谷1号線の) T字路も含まれていて、土地区画整理事業の範囲から200mの範囲を網羅的に踏査しているという記録がございます。土地区画整理事業の評価書の9.10-11ページにその辺のルートについては記載がございます。

【藤井委員】

はい、ありがとうございます。

バットディテクターを使って調査をしているということで、私の方で勘違いだったということで、申し訳ありません。ただコウモリ類については、先ほど申しましたように、やはり、過去のその時だけで分かるものではないと思うので、他の両生類、爬虫類も含めて、過去の文献に出ていないからというのは、やはりここでは通らないかと思います。再度御検討いただければと思います。

以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。では、田中修三委員、お願ひします。

【田中修三委員】

私の方からは、地下水に関して質問を前回させていただきました。今日はお答えいただきありがとうございます。追加と言いますか、確認したいことがございます。前回、掘削工事の一番深いところ、おそらく東名高速道路の下だと思うのですが、その掘削工事の一番深いところと地下水、実際に周辺の井戸等で取水する場合の地下水ですね、その関係をしっかりととしたデータで示していただきたいと思っていました。今回出てきていませんので、是非示していただきたいと思います。

その関連で、一つ井戸の観測地点の図（補足資料13ページの図7）を見せていただいていますが、調査地点3ですか、公園に、これは観測井戸なのですかね。これは追加できるということのようです。これは大変良いことだと思うのです。さらに、この地下水の流れが、河川と同じ流れであれば、北から南に流れる方向になるわけです。その前提で、調査地点1と調査地点2を選ばれたと前回説明がございましたが、そういう意味で調査地点3は地下水の流れの中で事業区域の上流側になるわけです。（地下水の流れの）下流側がこの東名高速道路の下部の工事現場ですので、南側、こちらが（地下水の流れの）下流側になる可能性が高いわけです。そうしますと、工事中にここで土留め壁を工事されるわけですが、上流側は若干、地下水位が上がる可能性があります。下流側は逆に流れが阻害される。地下水の流动阻害もし起これば、下流側の地下水位が下がって、結果的には地盤沈下にも結びついていく可能性があるわけです。そういうこともあって、地盤沈下は環境影響評価項目に入って評価されることになっていますけれども、地盤沈下を評価するためにも、対象事業実施区域の南側、東名高速道路の部分の南側の下流側の観測地点も必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【奥会長】

いかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

【事業者】

どうもありがとうございます。改めて、周辺の観測井戸等も含めて、今の御質問につきまして次回、御説明をさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【奥会長】

では、田中修三委員。

【田中修三委員】

最初に申し上げましたように、実際の地下水位と帶水層の位置、それから掘削深さとの関係も是非次回示していただければと思ひますので、

よろしくお願ひいたします。

【奥会長】 では、そちらをよろしくお願ひいたします。

上野委員、お願ひします。

【上野委員】 ありがとうございます。私の方から前回騒音の調査地点のことで質問させていただきまして、御回答ありがとうございました。

住居地域に配置しているということの答えは分かったのですけれども、今見えている図（補足資料 16 ページの図8）で左側の住居等の黄緑色の三角形（部分）があって、そこに（一般）1、2と（調査地点を）配置しているということで、ぱっと見るとその三角形（部分）の右上の頂点に近い辺りが、一番影響が大きくなりそうにも見えます。要は道路が7、80メートルくらい建物越しにあったものが、至近距離に近づいてくるわけなので、その地点の取り方で良いのかというところは少し気になるところではあります。断面関係が分からないので、そういう断面も含めて影響が大きいと思われるところに設定しているという理解をすれば良いのか、その辺を補足していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【奥会長】 お願ひいたします。

【事業者】 こちらの現地調査地点につきましては、現況の騒音状況を把握する地点として設定しております。この三角形部分のところについては住居地域になっておりまして、その中で一般環境の状況が把握できる、騒音計が設置できて周囲の状況が把握できる、そういうった場所を、現地を見て設定させていただいております。現況としましては、その三角形部分の上の部分については、今お示ししています（補足資料 16 ページの図8中の）一般1というところで同様に把握できると考えております。

予測については、ジャンクション周辺を面的に予測しますので、三角形部分の上の部分も対象となってくると考えております。

【上野委員】 分かりました。予測がそういうことであれば、結構だと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいでしょうか。

他に御質問はありますか。菊本委員、どうぞ。

【菊本委員】 私が前回質問させていただいた補足資料 10 について、お伺いしたいと思います。

まずは分かりやすい表記、記述をしていただきたいということで、修正していただきましてありがとうございました。開削になるというようなことも書かれていますし、分かりやすくなつたと思います。

それで追加になって申し訳ないのですけれども、一点だけお伺いしたいです。この対応表のところで、環境情報提供書の概要のところの「草原を傷つけないように」等に対しては十分な回答ができていると思うのですけれども、もう一つの「人間も立ち退きの可能性を否定できず」と書いてあるところがありまして、それに対する回答というのはここでは示せるのでしょうか。立ち退きの可能性は、地下化するという話だけだとそれはありませんと言っているような感じに聞こえるのですけれども、開削になると立ち退きの可能性が出てくるように思いますし、ちょうどこの次のページの回答に関するところで地図が、（補足資料 16 ページの）図8が示されていて、対象事業実施区域のところにいくつか建物

の様子が見えるので、ここは立ち退きの可能性もやっぱり否定できないということで良いのかということをお伺いしたいです。いかがでしょうか。

【奥会長】 お答えをお願いします。

【事業者】 御質問ありがとうございます。

用地取得が、このインターチェンジ事業に伴いまして出てくるものがございますので、そういう観点で特に東名高速道路周辺になりますが、その辺りは立ち退きという行為が今後出てくるような形になります。

【菊本委員】 分かりました。立ち退きの可能性を否定できずというところは、やはり開削と書くことによってもその可能性は否定できない話ですけれども、それに対しては特にコメントは出していないということでおいかれるわけですね。

【事業者】 そうです。こちらは道路構造に関わらず、立ち退きという部分については排除できない部分になります。

【菊本委員】 分かりました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、御質問等どうもありがとうございました。

時間の都合もございまして、こちらにつきましては、本日は以上とさせていただきます。また改めて補足説明を要する部分などありましたので、そこについてもまた御準備をお願いしたいと思います。

それから、補足資料8の「地域交通の予測位置について」は、本日、(御質問された)田中伸治委員が御欠席ですので、事務局の方で田中伸治委員に御意見があるかを御確認いただいて、必要に応じて事業者の皆様にお伝えいただき、調整をお願いいたします。

事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

## エ 審議

【奥会長】 審議に入ります。追加の御質問や御意見はございますでしょうか。よろしいですか。本件は次回以降も継続審議になりますので、また追加等がありましたら、次回以降でお願いいたします。

本件につきましては、片谷委員、酒井委員、水嶋委員が、前回、今回と御欠席なので、御質問等があるようでしたら、事務局の方で先ほどの田中伸治委員と合わせて御確認いただいて、次回以降の審査会で御意見をいただくか、若しくはまた御欠席される場合には御意見を御提出いただくということで調整をお願いいたします。

本件に関する本日の審議は以上とさせていただきます。

それでは、次の審議に入る前に事務局の担当者が変わることですので、少しお待ちください。

(3) (仮称) 横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について

- ア 指摘事項等について事務局が説明した。
- 質疑 特になし
- イ 補足資料について事業者が説明した。
- ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、委員の方から御質問等ありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 御説明いただきありがとうございます。

私の方でお願いしたものがあるので、それについてコメントをさせていただきたいと思います。

もともと調査量としては、こういった場所の環境でしっかりとやっている話なので、更にこのようにやってくださいと無理難題を押し付けるつもりはないのですけれども、このような回答が来たので、それに対しての回答をさせていただきます。

まず（補足資料1の）哺乳類（調査）について、そもそもなぜ調査をしなくてはいけないのかという理解を間違えているのではないかと思います。種類を出すことがメインではなく、年間を通してどのような影響があるのかを調べることが、このような調査の一つの意味だと思います。冬以外で記録する種が出るから必要ありませんというのではなく間違いなのがと思います。

例えば、一つの種が年間を通してどの時期によく出るのか、その周辺で出るのかということを踏まえた上で、工事対策であるとか、緑地の設定であるとか、そのような対策を講じていくことが本来の目的なので、種類だけ出せばいいというものではないということは、理解していただきたいと思います。

もう一つは、みなとみらい21地区で調査を行っている、そこで年間を通して調査を行われており、（その結果をもって）このような種類しか出ないだろうということなのですけれども、そもそも今回の対象事業実施区域の中で行われた調査ではないですよね。

仮に（既存）資料で全て分かることであれば、調査を行う必要はないと思うのです。資料はあくまでも周辺地域で（生息している）可能性があるものを出すものであって、資料を基にして自分たちが行う対象事業実施区域の中がどうかということを、更に範囲を狭めて調べていく必要があるので、（資料によって）周辺でこのような結果だったのでここは（調査を）行わなくていいです、ということにはならないし、そもそもその調査の考え方方が違っているのではないかと思います。ここで挙げられた説明だけで言えば、冬は（調査を）行わなくていいですということに対して、こちらは良いですとは言えない状況です。

次（補足資料2）の秋季の（鳥類調査の）話ですけれども、これも言ってしまえば、（調査しない理由として）いろいろ挙げていただいている資料は、あくまでも、このようなところは危ないですから注意してくださいという既存資料であって、それが表記されていない場所は安全ですよ、（調査を）行わなくていいですよ、という結果ではないということをまず理解していただきたいです。あくまでも、「ここに当たっていたら必ず注意してください、だから他は行わなくていい」ではなく、「他も行わ

なくてはいけないのだけれども、ここは特に注意してください」という場所を示しているものです。ここに入っていないから（調査を）行わないということは、（調査の考え方を）まず誤解していると思います。いろいろと資料を挙げていただいているのですけれども、これがあるから行わなくていいというものではないということは理解していただきたいと思います。

特に猛禽類や渡り鳥ですね。自分でもG P Sを付けて調査を行っていますけれども、結構市街地の上を通る個体も出ています。これ（補足資料2の図1(4)）はあくまでも目視調査などで、渡ってくるメインルート、メインの場所を示しているというものであって、（実際の渡りルートは）それに限らないということは理解していただきたいと思います。

あと（補足資料2に）北村さんの風力の話（「風力発電施設に衝突しやすい高度を飛翔する鳥類の分類群の傾向」（北村亘、東京都市大学横浜キャンパス紀要卷1, 20-25、2014））も出ていますけれども、これもあくまでもある環境の、ある場所で行ったという（特定の調査の）情報ではこうでしたというだけで、鳥も生態的にどの環境に行っても同じ高度を飛ぶというものではありません。当たり前のことですけれども、このようなビル群であればもっと高いところを飛ぶと思いますし、引用されているデータで、鳥は高く飛ばないから（調査の）必要はないのだということは大きな勘違いだと思います。それは訂正していただきたいと思います。あの環境で、あの場所で、どのような飛翔をするのかということが重要なのであって、他（の資料）で（飛翔高度）100m未満がメインだから、これは風力発電の風車の関係でこういったデータの出し方をしていますけれども、それが全てではなく、（横浜駅みなみ東口地区）あの場所でどうかということを知らないくてはいけないのでしょうか。

（調査を）何回やるかという話もそうで、これについては秋季にバードストライクに視点を当てていただいているという点で、すごく有り難い話ではあるのですけれども、この回数で調査をするということであれば、（そのデータは）あくまでも参考資料ということであって、多分この調査は無駄なデータになると私は予想しています。

秋の渡りの時期に1回だけ調査を行って、全てが分かったという解釈は必ずしないでほしいと思っています。あくまでも参考としてこのような調査を行ったらこのようなデータが出ました、でもそれはあくまでも参考であって、これによって影響が出ないとは絶対に言えないということは理解していただきたいと思いますし、（準備書に）そのような書き方はしないでいただきたいと思います。もし「秋にこのような調査を行いました。渡り鳥についてはあまり把握されていないから、多分通らないから影響はないです。」と（準備書で）影響を評価された場合は、こちらは「そんなことでは分かりません」と否定しなくてはならなくなります。なので、1回しか調査をしないということであれば、行ってみたらこうだったという、あくまでも本当に参考資料ですね。影響を評価できるデータにはなり得ないと思います。

（補足資料3の）飛翔高度の話は、できない、できなかつたということですが、10回飛んだものの全ての高度を出してという話ではないです。参考として、そのようなデータを取れば、上がってくるデータがより信憑性のあるものになると思ったので、そのような言い方をしたので

すけれども、多分これは技術量の話だと思うのですよね。調査経験豊富な調査員を配置しますと言っても、今までに高度を調べた経験がある調査員がどれくらいいるのかというと、そんなにいないと思います。風力発電関係の調査でも、目線上、水平線上で見て、高度がどのくらいかということを調べる調査をした人は多くいると思いますけれども、見上げた状態で高度がどのくらいかを調べる調査をした人はあまりいないのではないかと思うのです。そういう意味で、調査経験が豊富な人を配置しますということで片付く問題かというと、そうではないと思います。経験を補う意味で2例でも3例でも、しっかりとした根拠のある高度を出したデータがあれば、他のデータもより信憑性を持つものになるかと思ったのですが、技術量の問題ですね。

できないことはないと思うのですけども、そちらで行ったときはできないということなので、これについても、その書き方を考えていただきたいと思います。例えば具体的に数値を示して何メートルから何メートルを飛んでいましたと出されても、「そんなこと分からぬですよ」という話になってしまふと思うので、アバウトな書き方にするのか、何とかして、これくらいの高度を飛んでいましたという表記にするのか、書きぶりも検討していただきたいと思います。

長くなりましたが、こちらのコメントは以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。

菊本委員がそろそろ退出されなくてはいけないようなので、菊本委員、どうぞお願ひいたします。

【菊本委員】

私からの意見を述べさせていただきます。

今回補足資料5で説明いただきましたので、それについてはありがとうございました。会議録をしっかりと確認いただくと、私からの質問に對しては、ほぼほぼ情報が出されていないという状況になっていることにお気づきいただけるかと思うので、それはよく確認いただきたいと思います。どういうことかと言いますと、私から前回、「地下の構造がどういう構造になりますか」と「基礎形式はどうですか」、「上に大きい建物が建つのでしっかり基礎を造っていないと、圧密沈下なり不同沈下なりが懸念されるので、どうなっていますか」という質問をさせていただきました。それについては、まだ決まっていないという御回答でした。それともう一つ「地盤が軟弱な地盤で、かなり深く堆積していると思うのですけれども、それがどのくらいか調べられていますか」というお話をしました。どちらも基本的には圧密沈下挙動に関する建物の沈下ですね。それに対する適切な対応を取られていますかという質問でした。

今日御回答いただいたのは、基礎構造に関することで説明するとなつてているのですけれども、ほぼほぼ地下水に関するもので、回答として読み取れるのは準備書に記載しますということだけだったので、何ら情報が分からぬところです。分からぬものは分からぬで仕方がないと思いますけれども、準備書に基礎形式がどのようになるのか、それとその現地の地盤の状況、特にN値、地盤の物性であるとか、その辺りがどういうところまで分かっているのか、どの程度の工事でどのくらいの期間が必要になるのか、それははっきり検討して書いていただきたいと思います。私からは以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

事業者の方は、藤井委員、それから菊本委員から御指摘がありまして、本日の補足資料の内容ですと、これでは説明としては十分ではないということかと思います。事務局と御相談の上、次回以降追加で何か情報をしていただかうかということも含めて、御検討いただければと思います。

他はいかがですか。中西副会長お願ひします。

【中西副会長】 ありがとうございます。

前回指摘をしていないので、新たな指摘事項ということになろうかと思います。時間もないと思いますので、3点ほど発言させていただいて、必要に応じて次回以降、お考えをお示しいただければということにしたいと思います。

主に景観のことについてですね、方法書の6-34ページになります。景観の評価については少し先のことになるかもしれませんけれども、今のうちから意識していただきたいこととして、大きく3点あります。

1点目は、まず現地調査地点、主要な眺望地点の考え方ですね。（方法書6-34ページの）表6.15-1に調査地点の考え方が示されていて、なるほどとは思っているのですけれども、例えば（方法書6-35ページ図6.15-1の景観調査地点）10の汽車道からは、手前のランドマークタワーや大きなビルがあって、ほとんど隠れてそもそも見えないのではないか。調査地点として見えないことを確認するのかもしれません、それで良いのかということが気になります。一方で結構高さがありますので、高速道路などがあるても、例えばポートサイド地区やベイクオーター、あちらの方からは結構見えるのではないかかなと思っておりまして、そちら方面の調査地点がもう一つくらいあってもいいのではないかと感じました。本当にこれで良いのかというところについては妥当性があつて設定しているのだと思いますが、一度見直していただければと思いました。これが1点目です。

それから2点目は、（方法書6-34ページの）表6.15-1の「関係法令、計画等」のところです。主だった景観系のものは確認しますということで、それは結構なのですけれども、この地区はみなとみらい21地区と分断されているようで、隣接しているところでして、みなとみらい21地区から見たときに、デザインラインなどがあまりに違うとよろしくないのではないかと思います。やはり高さがありますので、そういう意味では、みなとみらい21地区は景観協議等を行っている地区だと思いますけれども、その指針なども確認して、なるべく整合されるような方向に行くと良いかと思います。「関係法令、計画等」のところに、みなとみらい21地区の運用なども入れていただくと良いかと思います。

それから3点目は、（方法書6-34ページの）表6.15-2の「景観に係る予測・評価手法」の「予測方法」では、フォトモンタージュなどになるかと思うのですが、色彩や外観の素材などが、圧迫感にかなり影響してくるときに、（準備書で）評価する段階でもう決まっているのかどうか。タイミングが分からないのですけれども、もし決まっているのであれば、（準備書では）それを変えられることを前提の評価としていただきたいですし、もし最終決定していないのであれば、できれば代替といいますか、何パターンか確認した上でより良いものを探るための環境アセス

にしていただけるとより良いと思います。

以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。

以上3点ですね。御提案かと思いますので、御検討いただければと思います。

それでは田中修三委員、補足資料に関する御意見ですか。お願いいいたします。

【田中修三委員】

私の方から地下水について質問させていただきまして、それに対する回答をいただきました。今日の補足資料8ページですね。Dというところに井戸があって、揚水施設があって、そこで深度100mで取水しているが、かなり深いところで影響がないということで、それはそれでいいのだろうと思います。

この対象事業実施区域が黒い実線で示されていて、区域を遮水性の高い土留壁を使って工事をするということで地下水への影響はあまりないだろう、特に地下水位に関する影響がないということで、評価項目に選定されてしまいません。

方法書6-22ページに図6.8-1があるのですが、出ますか。これは主に地盤沈下に関連して、ボーリング調査はNo.1とNo.2の2箇所を設けて地下水の変動を見るということだと思うのですけれども、これはあくまでも対象事業実施区域内で、土留壁の内部の地下水位の変動になるわけですね。地下水流がどのような流れをしているか情報がないで分かりませんが、この河川とほぼ同じような流れということであれば、西から東、左側から右側に、地下水が流れていくだろうと予測されます。そうするとですね、土留壁の上流がNo.2の左側が上流側に、右側が土留壁の下流側になる可能性があります。上流側は土留壁によって地下水位が上昇します。逆に、下流側は、地下水が土留壁で遮水され、地下水の流动阻害が起きる可能性がありますので、地下水位が低下します。低下の割合によっては地盤沈下が起こる可能性があるのですけれども、地盤沈下が評価項目に入っているのは良いのですが、この対象事業実施区域内だけのボーリング調査では十分に情報が得られない可能性が非常に高いと思います。

これは地盤沈下だけの話ではなくて、たまたま対象事業実施区域の下流側、右側には地下水の利用はないかもしれません、地盤沈下という視点から言うと、地下水位の低下というのも非常に重要な因子になりますので、土留壁の外の調査が必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

【奥会長】

ありがとうございます。

事業者の方、今お答えいただけますか。

【事業者】

対象事業実施区域外の調査ということでしょうか。

【田中修三委員】

対象事業実施区域の外、土留壁の外ですね。

【事業者】

確認は必要ですけれども、公共系のものについてはボーリングデータを公表されていることが多いと思いますので、そういうものを把握しまして、今日おっしゃられたような流れみたいなものを、きっちりと把握するようにはしたいと思います。

【田中修三委員】

そうしないとおそらく地盤沈下にしても、地下水の変動にしても十分

な評価ができないと思います。今日の説明によりますと、地下水流の主要な帶水層が大体地表から 10m くらいまでということのようですが、地下 3 階を作りますから 10 数m掘削工事をしますね。土留壁は当然その深さになりますので、地下水流が遮断され、流動阻害を起こす可能性は十分にあります。

先ほど言ったように、上流では地下水が上昇し、下流側では地下水位が低下する可能性が非常に高いので、これはやはり、地下水流、地下水位の評価をすべきだと思います。評価項目に入れて、しっかりと評価した方がいいというふうに私は思います。

【奥会長】 事業者の方、どうぞ。

【事業者】 検討させてもらって、よろしいでしょうか。

【奥会長】 田中修三委員よろしいですか。

【田中修三委員】 はい、結構でございます。

【奥会長】 それでは最後にさせていただくかと思いますが、上野委員お願いいたします。

【上野委員】 今日の説明ではないところなので、もし次回以降の方がよければそれで良いです。

【奥会長】 それほど時間を取らないようでしたら、今どうぞ。

【上野委員】 前回までに指摘できていなかったので、気になったところですけれども、騒音に関する予測評価手法で（方法書の）6-15 ページです。（存在・供用時の）「航空機の運航」の予測の手法のところで、予測の高さが地上 1.2m となっています。これは（航空機が）屋上から飛ぶということだと思いますので、例えば上の「施設の供用」では地上 1.2m 以外に「周辺の住居階数を考慮した高さ」のような話も書いてありますが、航空機の方は地上 1.2m だけになっています。高さ方向はこれで良いかということを確認したいと思います。

【奥会長】 いかがでしょうか、事業者の方。

【事業者】 基本的には地上 1.2m ということで予測はしたいと思っておりますが、場所によっては住宅等がございまして、一般の方が立ち入ることができる場所がございましたら、予測評価するというようなことを考えていきたいと思っております。

【奥会長】 上野委員、どうでしょうか。

【上野委員】 設備機器も同じく屋上に設置するのだと思うので、それと合わせた方が、整合性が取れるのではないかということを考えての質問だったのですけれども。

【事業者】 室外機についてはまだ計画中でございまして、どのレベルに設置するかというのはまだ検討段階でございます。

【上野委員】 屋上ではないということですか。

【事業者】 そうですね。建物の高さがいくつかございますので、全てが全て屋上になるかというのは分かっていない状況でございます。

【上野委員】 分かりました。いずれにしましても、航空機の騒音源に対して適切な高さでの予測評価をするべきだと思いますので、そのようなコメントとして扱っていただければと思います。お願いします。

【事業者】 了解しました。

【奥会長】 よろしくお願ひします。

それでは、大分時間が押してしまっておりまして、本件は次回以降継続審議になりますので、本日は以上とさせていただければと思います。

**【事務局】** 本日御欠席されている田中伸治委員から御意見をいただいているので、そちらを事務局から読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

**【奥会長】** そうですか。分かりました。田中伸治委員から御意見をいただいているということなので、そちらを御説明ください。

**【事務局】** 本日御欠席の田中伸治委員からお預かりしている御意見を読み上げさせていただきます。

方法書2-23ページの「2.3.3 (2) 空飛ぶクルマ・ヘリコプター」について、空飛ぶクルマの運行頻度が最大1日で300回というのは、運航時間午前7時から午後10時の900分を、1回3分で割り算しただけの、あまり現実的でない、乗客の乗降時間などが考慮されていない数値と思われますが、この回数に基づき騒音などのアセス評価を行うのでしょうか。

方法書2-24ページの「2.3.4 駐車場計画」について、「エキサイトよこはま22駐車場整備ルールの適用条件となる駐車場の整備・運営に関する駐車場マネジメントの取組みを実施」することですが、具体的にどのような駐車場マネジメントを予定しているのでしょうか。

方法書2-36ページの「(8)工事用車両の走行に対する配慮事項」について、工事中は、資材搬入などに伴い待機車両が発生しますが、施工敷地内に待機場所は確保されていますでしょうか。

方法書6-33ページの「図6.14-2 歩行者等交通量調査地点図」について、計画地は横浜駅に近く歩行者も多いと思われますが、歩行者交通量の調査地点に、工事用車両や関連車両の経路と交わる地点、例えば、万里橋から計画地へ左折する地点の横断歩道、地点4から崎陽軒側に渡る横断歩道、さらにその先の国道側に渡る横断歩道などが含まれております。工事用車両や関連車両が歩行者の安全に及ぼす影響を評価するためには、こうした地点の歩行者交通量を調査しておくことが必要ではないでしょうか。

以上の4点となります。

**【奥会長】** それではただいまの4点、田中伸治委員から御指摘がありますけれども、事業者の方、今お答えいただけることがあればお願いたします。

**【事業者】** 4点につきましては、次回、回答をさせていただければと思います。

**【奥会長】** 分かりました。次回以降よろしくお願いたします。

それでは、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、ありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

工

**【奥会長】** それでは、審議に入ります。追加の御質問や御意見はありますでしょうか。

よろしいようでしたら、本件に関する審議は以上とさせていただきます。本件は、次回以降も継続審議になります。

本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認くださいますよう、お願ひいたします。

以上をもちまして本日予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたしします。

**【事務局】** 本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

また、YouTubeによるオンライン配信も終了いたします。

(傍聴者退出)

- 資料
- ・(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書について (諮問) **事務局資料**
  - ・(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書に係る手続について **事務局資料**
  - ・(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書の概要 **事業者資料**
  - ・旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 **事務局資料**
  - ・旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 環境影響評価方法書に関する補足資料 **事業者資料**
  - ・(仮称) 横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 **事務局資料**
  - ・(仮称) 横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書に関する補足資料 **事業者資料**